

## 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税減額適用申告書

(宛先)春日井市長

令和 年 月 日

左記告物に件の係特る例結果用

承認

地方税法附則 第15条の9の3第1項 に該当。

令和 年度の税額を減額します。

納税義務者

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

個人番号(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話 ( )

次のとおり春日井市市税条例附則第10条の3第11項の規定の適用を受けるため申告します。

却下

物件の所在地(家屋番号)	種類	構造	建築年月日及び登記年月日	床面積(m <sup>2</sup> )	適用床面積(m <sup>2</sup> )	当該工事が完了した年月日

3月以内に提出できなかった理由 ※工事完了から3月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

上記のとおりですので、減額の適用をしてよろしいか。

課長	課長補佐	課長補佐	主査	担当
----	------	------	----	----

申告に必要な書類については、裏面を参照してください。

## 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した場合、当該大規模修繕工事が完了した翌年度1回に限り、100m<sup>2</sup>相当分まで区分所有者に課せられる建物に係る固定資産税の減額を受けることができます。  
減額措置対象の納税義務者は、大規模修繕工事完了後3月以内に必要書類を持参して、減額の申告手続きを行ってください。

### 減額を受けるための主要な要件

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化工事（外壁塗装工事、床防水工事及び屋根防水工事）が完了した、次のすべての要件を満たすマンション

1 次のどちらかに該当するマンションであること。

(1) 管理計画認定マンションのうち、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げたもの。

(2) 長期修繕計画に係る助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションのうち、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったもの。

2 築20年以上が経過していること。

3 総戸数が10戸以上であること。

4 過去に長寿命化工事（外壁塗装工事、床防水工事及び屋根防水工事）を行っていること。

### 減額の内容

当該工事を行ったマンションの区分所有者に課せられる建物に係る固定資産税額の3分の1(100m<sup>2</sup>相当分まで)

※都市計画税は減額されません。

※耐震改修、高齢者等居住（バリアフリー）改修及び熱損失防止（省エネ）改修工事による減額と同時に適用はできません。

### 減額される期間

当該工事が行われた翌年度分（適用は1回限り）

### 申告に必要な書類

1 当該マンションの総戸数が確認できる書類

2 過去工事証明書（写しも可）

3 大規模の修繕等証明書（写しも可）

4 該当する区分に応じた次の書類

(1) 管理計画認定マンションの場合

ア 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し

イ 修繕積立金引上証明書（写しも可）

(2) 長期修繕計画に係る助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合

助言・指導内容実施等証明書（写しも可）